

荒瀬ダム撤去地域対策協議会について

- ・平成18年の八代市の要望書への対応については、対応できない項目は2項目を残すのみであり、その他の項目については「ボートハウス：対応予定」を含め、全項目で対応済み。
- ・ダム撤去に伴う地域の課題解決に向けて取り組むという荒瀬ダム撤去地域対策協議会（以下「協議会」という。）は、その役割を終えたものと考えられるため、設置要項第4条の規定に基づき、荒瀬ダム撤去工事が終了する平成29年度末をもって終了することとする。
- ・なお、協議会終了後、ダム撤去に伴い、新たに何らかの課題が生じた場合には、企業局を含め県庁全体で対応していくこととし、その際の窓口を地元の県南広域本部とする。
- ・また、協議会終了後に引き続き取り組むダム撤去関連事業の進捗状況を地元住民をはじめとする関係者に報告するため、企業局に「荒瀬ダム撤去関連事業報告会」（仮称）を設置する。